

自宅にエアコンがない高齢者世帯に エアコン購入設置費用を 7万円まで補助します！

高齢者の熱中症対策として、エアコン購入設置費用を助成します。



対象世帯

先着
50世帯

市内に住民票があり、自宅にエアコンが1台もない、もしくは故障していて、買い替えで次の①～⑤全てに該当する世帯

- ①申請日時点で世帯に65歳以上の高齢者がいる
- ②世帯全員が住民税非課税
- ③世帯全員が市税等に滞納がない
- ④市内に実店舗を有する事業者購入設置を依頼する
- ⑤生活保護法による被保護世帯である場合は、生活保護法に基づくエアコンの支給を受けることができない世帯であること

対象機器

天井や壁、窓枠等に固定して設置する新品のエアコン

補助額

上限7万円（1世帯につき1回限り）

※市が事業者へ直接助成金を支払います。申請者の自己負担額は、購入設置費から助成金を差し引いた金額です。

申請期間

令和8年4月21日（火）から

令和8年7月31日（木）まで

※50世帯に達し次第受付終了します

注意事項

要件等の確認があるため、申請前になるべく高齢者支援課 高齢者福祉係までご相談ください。

予算の残額によっては、申請期限を延長する可能性があります。

申請から補助金支払いまでの流れ

①申請



申請書及び委任状（申請書裏面）に必要事項を記入し、見積書（購入費等詳細が分かるもの）とエアコン設置予定箇所の写真を添付して提出してください。

【受付窓口】由布市高齢者支援課（本庁舎新館1階）
挟間地域振興課 福祉保健係
湯布院地域振興課 保険・福祉・子育て係

【受付時間】平日 午前8：30～午後5：00

※郵送の場合は（〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地 由布市高齢者支援課あて）にお送りください。その場合は高齢者支援課に到着した日が受付日となります

②事前調査

市役所職員がご自宅のエアコンの設置状況の確認に伺います。また、対象世帯（裏面記載）の確認を実施します。

③補助決定

市から申請者へ決定通知書を送付します。



※決定通知書が届く前にエアコンを設置した場合、補助対象外となります。ご注意ください。

④エアコン購入・設置

決定通知書が届いたら、事業者へ連絡しエアコン設置をしてください。

申請者は、購入設置費から補助金を差し引いた金額を事業者に支払います。



⑤完了報告

完了報告書に必要事項を記入し、①請求書・領収書、②設置箇所の写真、③設置したエアコンの型式がわかる物（保証書など）を添付して市窓口へ提出してください。※請求書、領収書、保証書等はコピーをとって原本は返却します。

（完了報告の提出がなければ事業者には補助金は支払われません。速やかに提出をお願いします）

⑥補助金支払

事業者が市に補助金を請求。

書類に不備がなければ、市が直接事業者へ補助金を支払います。